平成30年度事業方針

宝山寺福祉事業団

新しい法人組織体制がスタートして1年が経過した。法人運営の最も核となる理事会は理事長をはじめ6名が常勤の施設長であり、3名が非常勤の外部理事によって構成されている。6月の事業報告・決算理事会、11月の補正理事会、3月の事業計画・予算理事会の3回の定期理事会を開催

する人制度改革が本格的に実施されることとなった。我が法人においても、29年度は改正法を受けて法人の組織体制を抜本的に見直すとともに、 改正の趣旨を踏まえて画期となる法人運営に努めて行く。

事業規模から特定社会福祉法人となるため、会計監査人を設置し法定監査を受審することとなる。未整備な規定を整えるとともに、今まで以上に組織体制を強化することに努め、ガバナンス(統治)、コンプライアンス(法令遵守)、アカウンタビリティー(説明責任)と言われる経営の三原則を強く意識して運営を進める。

一方、社会福祉法人としての自主性、自律性を意識した取り組みを展開することに努める。定款に標榜している事業のみならず、地域社会の新たなニーズに敏感に反応し対応出来るよう柔軟な組織運営を目指して行く。周到な準備の元に事業計画に従って事業を進めることが原則ではあるが、必要な場合には事業計画にとらわれることなく臨機に見直し、積極的な対応を検討する。

定款の改正により、基本理念として「興法利生」を掲げた。単に福祉サービスを提供する、困っている人々に支援を提供するという域にとどまることなく生活全体の再生や地域コミュニティの再生という問題にも目を向けて事業を進めてゆこう。

<法人本部の主な事業>

1)役員会の開催

定例役員会、定時評議員会等を開催して法人のスムーズな運営に努める。

2)月曜会の開催

各施設間の業務の連絡調整、課題の共有など協議と情報交換を密にして法人経営と施設運営の円滑な活動基盤とする。高齢者部門、児童部門の部門会議を毎月開催して各部門の課題検討を進める。

3)法人本部会議の開催

理事長、総務部長、企画部長、庶務部長、財務部長、人事・研修部長で構成 する本部会議を毎月開催するとともに、法人の日常的な核組織と位置づけ、法 人全体の戦略等の課題への対応と本部機能の強化を図る。

4)研修の実施

研修委員会が企画する職員研修を計画的に実施し、人材の養成に務める。社会福祉法人経営者協議会等の外部研修にも積極的に参加を奨励する。

5)第21回法人職員研究発表会の開催

今年度は 21 回の発表会となる。高齢者部門の担当予定であり、法人の事業 の広報と福祉活動の啓発に努める。

6)地域貢献としての福祉活動の積極的推進

それぞれの施設・事業を拠点として奈良県「まほろば幸いネット」に参画するなど積極的な地域貢献活動に取り組む。

7)海外交流の推進

日本スリランカ仏教福祉協会事務局としてスリランカ NESEC 財団との交流 事業を継続するなど、引き続き海外との積極的な交流活動をすすめる。

8)情報発信機能の強化と積極的な情報戦略への取り組み

法人機関紙、法人ホームページ、各施設の情報誌や外部メディアの活用などを通じて積極的に法人の活動の見せる化を進め、社会や地域へのアピール度を高める。